

に相成。右は大銀御土藏之内しらべ有之處、銀入一箱紛失に依りて也。翌年兩人共知行被召放、居屋敷被取揚、長く一類へ御預に相成處、秋に至り其賊露顯し、兩人共に知行居屋敷被返下、御小將組に組入被仰付。とあり。右大銀御土藏といへるもの、則ち獅子、土藏の事なりと聞ゆ。關屋録及び舊條記に、先年大がね奉行大場源太夫、富田彌兵衛御土藏之封切れ、其上大分御かね不足仕、吟味之處申譯難立、兩人共知行被召放、一類中へ御預に相成處、四五年相立、黒梅橋之番人扶持人大工平丞盜取段白狀におよび、公事場に於て生嗣に被仰付、大場・富田兩人知行居屋敷共被下。右賊平丞は御扶持人大工故、城中之案内も能く存知、土藏へ入候時分は、蓮池之高石垣水戸之内へ入、一日水戸之中に食事など持參罷在、東の御丸石垣水戸より御土藏へ入、封切、合鍵を以て明け、かね取出し候由。上封切り候て又紙にて封付置候旨白狀仕るよし沙汰有之。とあり。但し四五年相立ち賊人露顯の言上書は、年曆記載なしといへども、正徳の末歎享保の初頃の伺書なるべし。

○本丸・東丸諸櫓

- 寶曆五年幕府國目附衆尋問の答書に、
金澤城郭廻櫓數等之事
- 一、本丸申酉櫓 壹ヶ所
 - 二重 上之重 三間四方
 - 下之重 五間四方
 - 一、同所戊亥櫓 壹ヶ所
 - 二重 上之重 三間四方
 - 下之重 五間四方
 - 一、同所丑寅櫓 壹ヶ所
 - 二重 上之重 三間四方
 - 下之重 五間四方
 - 一、同所中櫓 四ヶ所
 - 但四ヶ所共三間五間
 - 一、同所建坪 四百坪
 - 櫓並長屋門之建坪
 - 一、同所矢狹間 六拾壹
 - 一、同所鐵炮狹間 同
- 右は本丸・東丸兩曲輪を合併せし櫓數也。金城深秘録に、御

城中櫓等名目並に員數、寶曆燒失以前之模様大概如左。但櫓々には出し附、當時出來分迄出し數相調。御本丸昔之塀に被仰付時は、切戸口出し數茂増減可有之哉。

本丸之部

- 右 申酉御櫓
- 左 戊亥御櫓
- 三拾間御長屋續御櫓
- 薪丸下口御櫓

東丸之部

- 丑寅御櫓
- 中御櫓
- 辰巳御櫓 入口二つ、廊下出し五つ、切戸口九つ。四枚戸 八枚戸
- 大しのぎ角中御櫓
- 小しのぎ角中御櫓
- 同續御櫓 建方外御櫓とは相違。

右の如く記載するにて、本丸・東丸兩曲輪の櫓數等知られけり。然るに寶曆九年四月十日の火災に、兩曲輪の櫓共悉く燒亡し、櫓臺のみ残りしかど、其の後再造なく、遂に廢

藩と成りたり。按ずるに、利常卿金澤城に居給ふ頃は、本丸・東丸の櫓より眺望し給ふ事度々ありしと聞ゆ。微陽兩公遺事に大坂御普請の時、本多安房守、横山山城守奉行として罷越し、相仕廻罷歸候節、安房は二三日先に罷歸り、直に登城せしに、御待請御丁寧之御料理被下。山城守は夜中到着す。爲迎二三里外まで使者・飛脚參り續き、乗物前後に挑燈夥數持運びたり。其段雖御聽候哉、此躰御櫓より御覽被遊候由。山城直に登城候へども、御馳走も無く、御目見も不被仰付歸宅仕たり。山城儀以後此段察し、不應御意哉と奉恐候由。と見ゆ。今枝直方筆記に云ふ。元和年中大坂御普請の刻、御奉行は横山山城守長知なり。或人の曰く、或夜微妙院殿本丸の矢倉へ爲登給ひ、上口を御覽有る處に、挑灯夥しく萬燈の如く見ゆれば、近習の衆に、何事かあるぞ、如此夥數火は見ゆるぞと御尋也。今日は山城大坂より御普請を仕廻罷歸候よし承候。定而其迎の火にて可有御座と申上げれば、御氣に不入入躰にて有りしが、何とも御意もなくて、翌日山城罷歸候とて登城しければ、定めて御前へも被召出、御悃の御意にてあらめと各存候處